

相楽東部広域連合立小学校及び中学校の施設使用に関する規則

平成21年4月1日
教委規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、相楽東部広域連合立小学校及び中学校の施設を学校教育上支障のない範囲内において使用させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「学校施設」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 体育館
- (2) 運動場
- (3) 前2号に定めるもののほか、相楽東部広域連合教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認めた施設

(使用資格)

第3条 学校施設を使用することができるものは、次の各号に掲げる者で構成する団体とする。

- (1) 笠置町、和束町及び南山城村内に住所を有する者
- (2) 笠置町、和束町及び南山城村内に勤務している者
- (3) 笠置町、和束町及び南山城村内に在学している者
- (4) 前3号に定める者のほか、教育長が認める者

(使用の制限)

第4条 教育長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、学校施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の支配に属さない慈善、教育又は博愛の事業と認めるとき。
- (2) 一宗一派による宗教活動と認めるとき。
- (3) 党派的政治活動と認めるとき。
- (4) 営利を目的とすると認めたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、学校教育上支障があると認めるとき。

(使用の期間等)

第5条 学校施設の使用日、使用時間及び使用期間は、別表に定めるとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の申請)

第6条 学校施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として使用日の1週間前までに学校施設使用許可申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第7条 教育長は、申請書の内容を審査した結果、支障がないと認めるときは、学校施設使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 教育長は、前項の審査の結果、支障があると認めるときは、学校施設使用不許可通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（許可の取消し等）

第8条 教育長は、次の各号の一に該当するときは、学校施設の使用日時、方法等の変更若しくは使用の中止又は使用許可の取消しをすることができる。

- （1）許可の目的以外に使用したとき。
- （2）使用权を譲渡又は転貸したとき。
- （3）許可を受けない学校施設を使用したとき。
- （4）学校施設をき損又は滅失したとき。
- （5）指示事項を遵守しないとき。
- （6）前各号に定めるもののほか、緊急の事態が発生したとき。

（損害賠償）

第9条 学校施設を使用するもの（以下「使用者」という。）は、学校施設をき損又は滅失したときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。

（原状回復）

第10条 使用者は、学校施設の使用を終わったときは、これを原状に復さなければならない。

（特別設備の承認）

第11条 使用者において特別の設備をしようとするときは、事前に教育長の承認を受けなければならない。

（委任）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第 5 条関係）

施 設	使 用 日	使用時間	使用期間
体育館	土・日曜日、祝日、長期休業日	午前 8 時～午後10時	1 月 6 日～ 12月28日まで
	平 日	午後 6 時～午後10時	
運動場	土・日曜日、祝日、長期休業日	(5 月～10月) 午前 8 時～午後 6 時 (11月～ 4 月) 午前 8 時～午後 5 時	
教育長が認 めた施設	土・日曜日、祝日、長期休業日	午前 8 時～午後10時	

様式第 1 号(第 6 条関係)

相楽東部広域連合立学校施設使用許可申請書

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 様

申請者住所
氏名 印
電話番号

相楽東部広域連合立学校の施設を使用したく、次のとおり申請します。

使用申請者 (団体の場合は 名称及び代表者 名)	住 所
	氏 名
	電 話
使用施設	
使用日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
使用目的	
夜間照明	使用(時 分～ 時 分)・不使用
使用人数	

(注 1) 相楽東部広域連合立小学校及び中学校の施設使用に関する規則第8条の規定に基づき、使用日時、使用方法等の変更若しくは使用の中止又は使用許可の取消しをすることがありますので、ご了承ください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

相楽東部広域連合立学校施設使用許可書

年 月 日

申請者住所
氏名

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 印

下記の遵守事項を守っていただくことを条件に、 年 月 日付け申請の相楽東部
広域連合立学校施設の使用を次のとおり許可します。

記

使用申請者 (団体の場合は名 称及び代表者名)	住所
	氏名
	電話
使用施設	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用目的	
夜間照明	使用(時 分～ 時 分)・不使用
備 考	

- (使用者の遵守事項)
- 1 許可を受けた目的以外に学校施設を使用しないこと。
 - 2 使用許可を受けていない学校施設を使用しないこと。
 - 3 学校施設をき損し、又は滅失しないこと。
 - 4 使用者は、関係職員の指示があつた場合は、それに従うこと。
 - 5 使用が終わったとき又は使用の中止を命じられたときは、直ちに使用場所を原状に回復すること。
 - 6 学校施設をき損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償すること。

様式第 3 号（第 7 条関係）

相楽東部広域連合立学校施設使用不許可通知書

年 月 日

申請者住所
氏名

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 印

年 月 日付けで申請のあった相楽東部広域連合立学校施設の使用に
ついては、下記の理由により許可できません。

記

1 理由